

名古屋市交通局管理規程第22号

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）
の一部を次のように改正する。

令和7年12月25日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

別表第2の7の部その他危険物の款毒物・劇物の項中「沸化水素酸」を「フ
ッ化水素酸」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。